

熊本県立大学附属図書館長選考実施細則

第1 総則

館長選挙(以下「選挙」という。)の実施に関して必要な事項は、熊本県立大学附属図書館長選考規程(以下「選考規程」という。)第7条の規定に基づき、この実施細則の定めるところによる。

第2 有権者名簿

館長選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、選挙に関する公示を行う日における有権者を確定し、有権者名簿を作成する。

第3 選挙期日、投票の時間等

1 選挙期日

選挙の期日は、その都度評議会の議を経て委員会が定める。

2 投票の時間帯

委員会は、選挙の7日前までに投票の時間、投票所その他必要な事項を公示する。

第4 不在者投票

選挙規程第5条に定める不在者投票については、次の各号に定めるところによる。

1 不在者投票をしようとする者は、その理由を記載した書面を、所属学部長を経て、原則として、選挙の前日までに委員会に提出し、その承認を受けること。

2 委員会は、前号による承認をしたときは、直ちに投票用紙を交付すること。

3 不在者投票をする者は、投票用紙に被選挙資格者の氏名を記載して密封し、選挙の前日までに委員会に到達するように提出すること。

4 前号により提出された不在者投票は、委員会が保管し、選挙期日に、投票箱に投入すること。

第5 投票及び開票

1 投票管理者及び投票立会人

委員会は、投票管理者及び投票立会人となる。

2 投票用紙

(1) 投票は、所定の投票用紙により行う。

(2) 投票用紙は、選挙当日に投票所において、有権者名簿と対照のうえ交付する。

3 開票

委員会は、投票終了とともに、直ちに開票を行い、その結果を評議会に報告する。

4 無効投票

(1) 次に掲げる投票は、無効とする。

ア 所定の用紙を用いないもの

イ 資選挙資格者以外の氏名を記載したもの

ウ 氏名を確認し得ないもの

エ 2人以上の被選挙資格者の氏名を記載したもの

(2) 前(1)に定めるもののほか、投票の効力について疑義があるときは、委員会が決定する。

第6 補則

1 選挙録の作成

委員会は、選挙の過程及びその結果を記録した選挙録を作成する。

2 選挙事務

選挙に関する事務は、委員会の管理のもとに、総務企画課が担当する。

3 施行規定

この実施細則に定めるもののほか、選挙に関する事務の実施に関して必要な事項は、委員会がその都度別に定める。

附 則

この実施細則は、昭和61年2月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。